

事務連絡
平成28年7月12日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事業部

公共建築工事の円滑な施工確保について（周知依頼）

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、国土交通省では、平成28年6月2日に開催された全国営繕主管課長会議総会において、別添1「公共建築工事における工期設定の基本的考え方（事例解説）」が取りまとめられ、別添2「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行について」が周知されたところです。

つきましては、本件について、必要に応じ貴会会員企業に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

また、国土交通省において、各都道府県、政令指定都市等あてに通知した文書（別添3、4）についても参考としてお送りいたしますので、併せて周知方よろしくようお願い申し上げます。

以上

担当：事業部 松縄(まつなわ) TEL：03-3551-9396 FAX：03-3555-3218 e-mail：jigyo@zenken-net.or.jp
--

国土入企第8号
平成28年6月30日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



公共建築工事の円滑な施工確保について

公共建築工事の円滑な施工確保については、これまで「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組の強化について」（平成27年10月27日付け国土入企第9号）や「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年1月22日付け総行行第19号・国土入企第15号）等で適切な工期設定や適正な予定価格の設定等に取り組んでいただくようお願いをしてきたところです。

今般、適切な工期設定については、平成28年6月2日に開催された全国営繕主管課長会議総会において、別添1「公共建築工事における工期設定の基本的考え方（事例解説）」が取りまとめられたところであり、また、適正な予定価格の設定については、同会議で別添2「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行について」が周知されたところです。

貴職におかれましては、これらの取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知をお願いいたします。

なお、別添3、4のとおり、各都道府県及び政令指定都市、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

公共建築工事における 工期設定の基本的考え方(事例解説)

平成28年6月



国土交通省 官庁営繕部

- ✓ 平成26年に品確法(*1)及び同法に基づく基本方針(*2)が改正され、新たに発注者の責務として「適切な工期を設定するよう努めること」が規定されました。
- ✓ 品確法では、「公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。」とされています。
- ✓ しかしながら、「工事中の事故や手抜き工事の発生、地域の建設業者の疲弊や下請業者や技能労働者等へのしわ寄せ、現場の技能労働者等の賃金の低下をはじめとする就労環境の悪化に伴う若手入職者の減少、更には建設生産を支える技術・技能の承継が困難となっている」という深刻な問題が発生していることから、これらを解消するために品確法が改正されました。
- ✓ 公共建築工事においても、品質を確保し、その担い手を現在及び将来にわたり育成・確保するためには、建設現場の就労環境の改善が急務かつ必要不可欠です。
- ✓ そのためには、公共建築工事の各発注者の責務として、適正な利潤の確保とともに週休2日の確保等を含めた適切な工期の設定に取り組む必要があります。
- ✓ 国土交通省では、平成27年度に「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」をとりまとめ、公表し、公共建築工事全体への普及に努めているところです。
- ✓ 今般、公共建築工事の各発注者の理解をさらに促進するため、同基本的考え方の参考資料をとりまとめましたので、ここに公表するものです。

*1:「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号、最終改正:平成26年6月4日法律第56号)

*2:「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」
(平成17年8月26日閣議決定、平成26年9月30日最終変更)



(別添4)

国土入企第9号
平成28年6月30日

発注関連業務団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共建築工事の円滑な施工確保について

公共建築工事の円滑な施工確保については、これまで「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組の強化について」（平成27年10月27日付け国土入企第9号）や「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年1月22日付け総行行第19号・国土入企第15号）等で適切な工期設定や適正な予定価格の設定等に取り組んでいただくようお願いをしてきたところです。

今般、適切な工期設定については、平成28年6月2日に開催された全国営繕主管課長会議総会において、別添1「公共建築工事における工期設定の基本的考え方（事例解説）」が取りまとめられたところであり、また、適正な予定価格の設定については、同会議で別添2「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行について」が周知されたところです。

貴職におかれましては、これらの取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知をお願いいたします。

なお、別添3、4のとおり、各都道府県及び政令指定都市、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

